

# 令和4年度 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 実施に係る留意事項（共通部分）

令和4年度地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業の実施については、令和4年度地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施要綱（以下「要綱」という。）とともに、次の事項に留意してください。

## 第1 助成対象事業

- 1 要綱第1の「地域団体等」とは、概ね次に掲げるものをいいます。
  - (1) 地域づくり団体（地域づくり団体全国協議会に登録しているもの）
  - (2) NPO・ボランティア団体
  - (3) 各種協議会、地域の自治組織
  - (4) 商工会議所、商工会、農業協同組合、観光協会、森林組合又は漁業協同組合
- 2 センターの他の助成事業で補助対象とする事業は、本事業の対象外となります。

## 第2 助成対象経費

助成対象経費は、助成対象団体が実施する事業費、事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費とします（要綱別表の第1欄に定める事業区分のうち、「ア 地方創生人材育成伴走型支援事業」にあつては、助成対象団体が実施する事業費に限る。）。ただし、事業実施主体が市町村等、地域団体等いずれの場合も対象事業経費は概ね次のようなものとします。

項目	細目及び説明
報 償 費	講師、コーディネーター等に係る謝金
旅 費	事業実施に係る費用、講師等への費用弁償
需 用 費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費、燃料費、食糧費（会議の飲料等） ※ イベント実施時の講師・スタッフに係る弁当代等は食糧費として認めます。懇親会や親睦会に係る費用は対象外。
役 務 費	通信運搬費、損害保険料、広告料
委 託 料	事業実施に係る費用（内容及び費用の内訳を明示すること。）
使用料及び賃借料	会場借上料、物品等の賃貸・リース・レンタルに係る費用
工事請負費	当該事業に関連して継続して使用するものに係る費用
備品購入費	当該事業に継続して使用するものに係る費用

## 第3 助成申請の手続

助成申請書（様式第1号）には、自己評価シート（別紙③-1、③-2又は③-3のいずれか）、企画書、地域団体等の活動内容及び構成員を示す資料、対象事業に係る経費（収支）の内訳を示す資料等、助成対象団体の歳入歳出予算書のうち助成対象事業に関する部分の写し又は予算計上の手続をとる旨の確約書等を添付してください。

なお、様式第1号別紙③-4（団体の場合は③-5）については、様式第1号中「事業の概要」の内容がイベント単体の場合に添付してください。

#### 第4 共同実施の手続

2以上の市区町村が共同で事業を行う場合の事務の流れは次のとおりです。

##### 1 助成申請（変更・中止承認申請もこれに準じてください。）

代表市区町村は、共同で事業を行う市区町村の同意書（様式第3号）を取りまとめのうえ、助成申請書（様式第1号）、代表市区町村確約書（様式第2号）とともに都道府県を経由してセンターに提出してください。

##### 2 助成の決定（額の確定もこれに準じます。）

センターは助成申請書の内容を審査し、その結果を、都道府県を経由して市区町村に通知します。（共同申請の場合も関係する市区町村全てに通知します。）

##### 3 実績報告

代表市区町村は実績報告書（様式第5号）を、都道府県を経由してセンターに提出してください。（共同で事業を行う市区町村は報告書の提出の必要はありません。）

##### 4 助成金の支払い

代表市区町村の指定口座に振込みを行います。

#### 第5 助成対象事業の内容変更

変更承認申請が必要な場合は以下のとおりです。

##### 1 事業計画に変更がある場合

##### 2 事業の変更により助成額に減額が生じる場合

助成対象事業の内容を変更する場合には、必ず事前にセンターの承認を受けてください。事前に変更承認を受けていない場合、または変更により当該事業が採択された趣旨から逸脱すると判断された場合は、変更承認を受けられない、あるいは助成額が減額になることがありますので留意してください。

##### 3 様式第1号別紙③-4（団体の場合は③-5）を提出した場合で当初計画していた「事業の概要」の内容が、国及び地方公共団体等における新型コロナウイルス感染症対策の対処方針等（以下「対処方針等」という。）の変更により実施不可能となった場合は、原則として様式第1号別紙③-4（団体の場合は③-5）の案のとおり変更申請書の提出をしてください。

#### 第6 実績報告

要綱第9で提出した実績報告書の内容は、センターが運営するホームページに掲載しますので、事業の実績及び成果が明確に確認できるよう作成してください。

#### 第7 その他の留意事項

##### 1 助成対象団体及び地域団体等は、事業成果について各種媒体を通じて積極的に広報するように努めてください。

##### 2 当センターが主催する人材養成事業に参加する団体が申請する場合、助成決定の審査時に一定の配慮をすることがあります。

##### 3 各助成対象団体につき1事業の申請としてください。